○在宅高齢者実態調査
○災害時の避難行動要支援者支援希望調査

調査にご協力を

市では、9月から在宅高齢者実態調査と災害時の避難行動要支援者支援希望調査を行います。この調査は、民生委員にお願いして実施しますのでご協力をお願いします。

在宅高齢者実態調査

保険介護課 ☎㊾2144

70歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯または75歳以上の方のみの世帯を対象に、日常生活の自立度などの調査を行います。高齢者の実態を把握することで、市の施策や民生委員の支援活動に役立てることを目的とするものです。

災害時の避難行動要支援者支援希望調査

総務課 ☎㊾2119

地震、台風、大雨などの災害時、被害を受けやすいのは、自力で避難することが困難な高齢者や障害者など（「避難行動要支援者」）です。

市では、このような避難行動要支援者の方から同意を得た上で名簿を作成しており、現在、1、219人が登録されています。対象者の情報は、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団、警察などの避難支援関係機関に提供し、災害時の安否確認や避難の付き添いなどを地域で支援するしくみづくりに取り組んでいます。

このたび、在宅高齢者実態調査にあわせて、災害時の避難などの支援の希望の有無と、支援の必要性について調査を行います。また、在宅の障害者の方についてもあわせて調査を実施します。

なお、支援の申請や相談は総務課でも受け付けています。

避難行動要支援者とは

在宅の高齢者や障害者など、次のアからカまでのいずれかの要件に該当する方のうち、実際に災害時に自力で避難することが困難な方が対象です。

ア　65歳以上のひとり暮らしの高齢者または75歳以上のみの世帯の方

イ　身体障害者手帳の等級が1級または2級（聴覚・視覚・音声言語機能障害については1級から6級まで）の方

ウ　療育手帳の障害の程度がⒶまたはAの方

エ　精神保健福祉手帳の障害の程度が1級の方

オ　介護保険の要介護認定が3以上の方

カ　アからオまでに準じる状態にある方のうち、支援が必要と判断される方

支援の方法

支援を希望する方は、原則、自分で隣近所の方に支援を依頼してください。依頼するのが難しい場合は、自治会など、地域で支援体制をとっていただくようご協力をお願いします。その上で、災害時の避難場所、避難方法などを決め、避難が必要な災害が起きたときには、避難行動要支援者の安否確認や安全な場所への避難支援を行います。

※　災害時には支援に携わる方も自分自身や家族の身の安全を守ることが前提のため、支援を受けることを希望していても必ずしもそれを保証するものではありません。

また、支援に携わる方が法的な責任や義務を負うものではありません。

制度が有効に機能するために

この制度は、災害が発生したとき、または発生しそうなときに、隣近所の方を中心に地域の協力で避難行動要支援者を支える制度です。近年は、高齢化に加え、隣近所のつながりが希薄になりつつある地域もあります。この制度への登録者は、支援を必要とする方です。自力で避難などができる方は、支援をする役割を担っていただくよう、ご協力をお願いします。

関係機関の連携で制度の推進を

民生委員には、担当地区の対象者への制度の説明や申請業務の代行、避難支援の個別の計画作成など、名簿の作成に関わる役割を担っていただいています。また、自治会や自主防災組織には、支援対象者の具体的な支援方法などをお願いしています。

この制度は、他に消防団や社会福祉協議会、警察署を含め、関係機関が連携して推進していくことが重要です。制度の充実のため、引き続きご協力をお願いします。